

特許行政年次報告書2007年版「産業財産権の現状と課題」公表

特許庁は6月19日、「産業財産権の現状と課題～技術経営力の強化によるイノベーションの促進～」とタイトルのついた「特許行政年次報告書2007年版」を公表した。特許、実用新案、意匠、商標の出願、登録の動向や、知的財産戦略の現状と課題、知的財産活動に対する政府の取組み、国際的な動向と取組み、などをまとめている。(※)

(※)の続き

2006年の特許庁への特許出願は、前年に比べ4%減少し40.9万件で、内訳は国内からが6%減の34.7万件、外国からが6.2万件だった。国内からの出願は過去10年間で初めて35万件を割り込んだ。一方、海外への出願は引き続き増加しており、米国へは7.4万件、中国へは3.2万件などとなった。中国への出願は2002年比では倍増となっている。

特許庁では、「技術流出防止の意図で発明をノウハウとして秘匿することや、世界的視野での出願戦略で、国内出願を厳選し、海外への出願を重視する考え方が日本企業などに浸透しつつあるのも、その背景にあるものと考えられる」としている。

なお、新興国への特許出願という観点では、日本からの出願は、中国では2005年の全出願の18%で中国自身に次ぐ2位で、米国(10%)、韓国(5%)からの出願を上回るが、インドでは4%で5位、ロシアでは2%で6位で、いずれも米国やドイツ、フランスからの出願を下回っている。

意匠、商標については、2006年の特許庁への意匠出願は3.7万件で前年比6%減、商標出願は13.6万件で横ばいだった。しかし、意匠、商標とも中国への出願は引き続き増加中で、意匠は2006年実績で2002年比86%増の4千5百件、商標は2005年実績で2002年比51%増の1.2万件となり、どちらの件数も、ほぼ横ばいが続く米国、韓国、欧州への出願を大幅に上回っている。

【参考】<特許行政年次報告書2007年版>の公表について
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/puresu/sangyou_zaisan.htm

ITC、クアルコム製チップ搭載の携帯端末の輸入禁止

米国際貿易委員会(ITC)は6月7日、ブロードコムの特許を侵害したとしてクアルコム製のチップおよびチップセットと、それを搭載した携帯端末の米国への輸入を禁ずる決定を下した。

ITCは昨年12月、携帯電話の送受信能力と消費電力制御に関するブロードコムの特許をクアルコムが侵害していると判断した。クアルコムはこの技術を、EVDOおよびWCDMA方式の高速無線端末(3G端末)用に開発したチップセットに実装している。

なお、この禁止命令は、6月7日以前に米国への輸入が決定された携帯端末には適用されないが、この措置についてITCは、「第三者にも多大な負荷を強いる事は避けたく、とって特許を侵害するチップだけに限定した場合にはブロードコムの救済にならない」と判断、注意深く検討した結果、今回の決定に達したという。

この決定を受け、クアルコムは同日、非常に失望したとして、公共の利益や安全を保護しない措置だと反論するコメントを発表した。連邦巡回控訴裁判に対して是正措置の緊急停止を求めると同時に、大統領に対しても拒否権の発動を求めていくとしてい

る。同社は、ブロードコムの特許は無効で侵害もしていないと改めて述べた上で、「ブロードコムはEVDOを選択せず、自社のWCDMA製品が市場で評価されないという失敗から、特許侵害訴訟を米国の携帯業界への攻撃手段として使っている」と非難している。

ITC、クアルコムから出された輸入禁止解除申請を却下

米国際貿易委員会(ITC)は6月21付けで、クアルコムから出されていた同社製チップおよびチップ搭載携帯端末に対する輸入禁止措置の解除申請を却下したと発表した。

輸入禁止措置に対して、クアルコムは、「モバイルブロードバンドの普及を妨げ米国の消費者の不利益となり、国家安全にも影響し、米国経済を害するものだ」と主張して、ITCに措置の解除を申請していた。なお、同社は、連邦巡回控訴裁判にも控訴している。

中国最高人民法院、商標権訴訟でヤマハ発動機全面勝訴の判決

ヤマハ発動機は6月12日、「YAMAHA」など自社の商標権を侵害されたとして中国の二輪車メーカー3社とディーラー1社を訴えていた訴訟で、日本の最高裁にあたる中国最高人民法院が、同社の主張をほぼ全面的に認めた江蘇省高級人民法院の判決を維持し、二輪車メーカー3社に、約830万円(約1億2500万円)の支払いを命じる判決を言い渡したと発表した。

この事件は、2000年に日本で「日本雅馬哈株式会社」なる名称の会社の設立登記がなされ、この会社と商号使用許諾契約を結んだ「浙江華田公司(当時の社名:台州華田摩托車有限公司)」が、これを根拠に、中国で製造した二輪車に「日本YAMAHA株式会社」等の文字を表示するというものだった。

ヤマハ発動機は2002年10月、この行為が商標権侵害にあたるものとして、江蘇省高級人民法院に民事訴訟を提起し、江蘇省高級人民法院は(1)浙江華田公司らメーカー3社に対する商標権侵害行為の停止、(2)専門誌への謝罪声明の掲載、

(3)3社連帯しての約830万円の損害賠償、の判決を下していたが、最高人民法院も6月5日、この判決を維持する判決を下した。

同社では、このような商標権侵害事件の拡大を阻止するために、適切な司法判断を得ることを目指し、法律を駆使して論理展開を行った結果、(1)証拠保全で得られた証拠に基づく損害額認定、(2)証拠不提出の責任、(3)連帯責任、(4)請求金額と同一の損害賠償金額、と言う成果が得られ、同様の問題を抱えている企業にとって、参考になれば幸いと考えているとしている。そして、江蘇省高級人民法院とその原審を維持した最高人民法院に敬意を表するとともに、今後も、知的財産権の侵害行為に対しては、毅然とした姿勢で臨む所存であると述べている。

日本のコンテンツ情報を国内外に発信するポータルサイト開設

著作権管理団体や民放キー局などで構成するコンテンツ・ポータルサイト運営協議会は6月14日、日本のコンテンツ情報を国内外に発信するためのポータルサイト「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」を開設した。音楽、映画、コミック、アニメなど8つのカテゴリから作品を検索し、情報を閲覧できる。

日本経団連のエンターテインメント・コンテンツ産業部会が中心となって設置を検討してきたサイトで、企業間のコンテンツの2次利用を促進し、また、国内外の消費者への情報発信による日本のコンテンツのブランドイメージ強化も目的としている。

サイトの構築・運営は、コンテンツ・ポータルサイト運営協議会の委託によりVIPO（映像産業振興機構）が行い、費用は協議会正会員のコンテンツホルダーや、賛助会員の会費収入を柱とし、経済産業省、総務省、文化庁からも支援を受けているという。

サイトでは、映画、映像番組、音楽、文芸作品、コミック、アニメ、写真/美術/イラスト、ゲーム8つのカテゴリのコンテンツをキーワード検索し、作品名や制作スタッフなどの情報を調べられる。スタート時の登録コンテンツは、音楽が約224万件、文芸が約73万件、コミックが約5万9千件、写真/美術/イラストが1378件、映画が49件、アニメが4件となっている。

【参考】ジャパン・コンテンツ・ショーケース
<http://www.japancontent.jp/>

弁理士法の一部を改正する法律、6月20日公布

「弁理士法の一部を改正する法律案」が6月12日に可決・成立、6月20日に法律第91号として公布され、特許庁は「法律の概要」「法律要綱」「法律・理由」「新旧対照表」「参照条文」を公表した。

今回の改正では、専門職としての多様なニーズへの対応の目的で、「特定不正競争行為の範囲拡大」や、「水際の輸入差止手続き時の代理業務の追加」、「外国出願支援の業務としての明確化」などの「弁理士の業務の拡充」、弁理士の資質向上、裾野拡大の目的で、大学院での知財課程修了者などへの「弁理士試験の免除の拡大」、弁理士登録しようとする者に実務修習、既登録弁理士に日本弁理士会の研修の受講を義務づける「研修受講の義務化」などが盛り込まれた。

また、責任の明確化のための、「非弁理士に対する名義貸しの禁止」、「懲戒制度の見直し」、特定の事件対応での無限責任を負う社員を限定できる「特許業務法人制度における指定社員制度の導入」、国や日本弁理士会の保有する弁理士に関する情報を公表する「弁理士に関する情報の公表」なども盛り込まれた。

この法律の施行日は、「弁理士試験の免除の拡大」が来年1月1日、「実務修習制度の導入」が来年10月1日となっているのを除き、大半が来年4月1日となっている。

【詳細】弁理士法の一部を改正する法律（平成19年6月20日法律第91号）
http://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/benrishi_kaisei_h190620.htm

バイアグラの特許侵害薬剤、税関での没収・廃棄可能に

ファイザーは6月25日、ED治療薬「バイアグラ錠」（一般名：クエン酸シルデナフィル）を保護する特許権に関し、全国の税関に輸入差止申立てを行い受理されたと発表した。今回の輸入差止申立ての受理により、バイアグラの特許権を侵害する薬剤は、今後、税関が没収、廃棄可能となった。

ファイザーによると、既に昨年5月に商標権に関する輸入差止申立てが受理されており、今回の特許権と併せて、侵害物品の国内流入を水際で効果的に阻止できることになったとしている。

日本では、バイアグラの名称を無断使用したり、特許成分であるシルデナフィルを含んだ薬剤が、正規品の数倍出回っているといわれている。

懐中電灯「ミニマグライト」の立体商標認める、知財高裁

小型の懐中電灯「ミニマグライト」シリーズの立体商標登録を巡り、製造・販売元の米国企業、マグ・インスツルメント社が、登録を認めなかった特許庁の審決の取り消しを求めた訴訟で、知財高裁は6月27日、登録を認めなかった特許庁の審決を取り消す判決を下した。

飯村敏明裁判長は、「発売開始以来、一貫して同一の形状を維持し、長期間にわたって、そのデザインの優秀性を強調する大規模な広告宣伝を行い、多数の商品が販売された結果、需要者が商品の形状を他社製品と区別する指標として認識するに至った」として、立体商標登録を認めなかった審決の取り消しを命じた。

立体商標は、独創的なデザインなど形状だけで他の商品と区別できる場合に認められるが、形状には独自性がないとしながら、長期間の広告や販売の実績で他の商品と識別が可能になったとして立体商標を認めた司法判断は初めてとなる。

マグ・インスツルメント社は1984年（日本では1986年）にマグライトシリーズの発売を開始。2001年1月に「ミニマグライトAA」など2種類の立体商標登録の出願したが、特許庁は「懐中電灯として一般的な形状で、自他商品の識別する標識とは認識できない」として、拒絶査定を下した。このため同社は、2003年2月に拒絶査定不服審判を請求し、2006年8月に請求棄却されたことから、知財高裁に審決取り消し訴訟を起こしていた。

これに対し判決は、形状自体は一般的で、自他商品の識別標識とはいえないとの特許庁判断は肯定しながら、販売開始以来の、(1)多くの販売実績、(2)多くのデザイン賞受賞実績、(3)デザインを強調する広告の継続展開、(4)裁判での類似商品の販売差止め、などの実績から、「自他商品の識別機能を獲得した」として、立体商標の登録を認めるべきだと判断した。

特許庁の各種発表など

(1)特許庁、画像含む意匠の願書、図面の表し方のガイドラインを公表～意匠法改正による、保護される画像を含む意匠の範囲の拡大に対応～

【参考】画像を含む意匠の願書及び図面の表し方
http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/isyuu_gansyo.htm

(2)特許庁、「地域団体商標2007」を公表～初年度登録査定185件の地域団体商標使用商品(写真含)・サービスを掲載～

【参考】「地域団体商標2007」のとりまとめについて
http://www.jpo.go.jp/torikumi/puresu/presu_chidan_2007torimatome.htm

—WEBサイト版 知財情報局のご案内—

紙面版で紹介しきれないニュース記事は、WEB版「知財情報局」でご覧になれます。ぜひご利用ください。WEB版では、ニュースの他に、イベント情報や求人情報、メールマガジン等もご利用になれます。今すぐアクセス！

<月間12万ページ以上に閲覧されている知財情報局は下記URLへ>

WEB版 <http://braina.com>

